

日本アムウェイ合同会社に対する行政処分に関する会長声明

令和4年10月16日

静岡県司法書士会
会長 白井 聖記

当会は、消費者庁が日用品等の販売業を営む日本アムウェイ合同会社（以下「日本アムウェイ」という。）に対して行政処分をしたことを受け、以下のとおり意見を公表する。

消費者庁は、日本アムウェイに対し、令和4年10月14日から6か月間にわたり、その営む事業のうち、連鎖販売契約を締結することなど、一部の取引を停止することを命じた。また、同時に、今回の行政処分の原因となった法令違反行為について再発防止策を講じたり、コンプライアンス体制を構築したりすることを指示した。

今回の処分の原因は、連鎖販売取引の勧誘をするに際し、勧誘に先立って日本アムウェイの名称や契約締結目的である旨を明らかにしなかったり、勧誘目的であることを告げずに公衆の出入りしない場所に誘い出して契約締結を勧誘したりするなど、総じていえば特定商取引法の規定に違反する勧誘を行っていた事実が認定されたことにある。

連鎖販売業、よりなじみの深い表現を用いればマルチ商法には、販売活動をする者が自己と同じように販売活動をする者をリクルートすることによりその販売網を拡大する特徴がある。その際、知人をリクルートの対象とするケースが多く、勧誘を受ける側にとっては、知己の関係がある分、警戒が薄れたり、断りにくい傾向がある。

当会は、そのような特徴・傾向のほか、既往のマルチ商法の被害 — 特に若者の被害者が多いこと — や成年年齢が引き下げられたことに鑑み、連鎖販売業の関係者すべてに対し、連鎖販売業を行うにあたっては、特定商取引に関する法律をはじめとする法令や条理を遵守し、勧誘を受ける者の自己決定権を尊

重することを強く求める。

また、当会は、所管省庁に対し、特定商取引法60条による申告制度の一層の充実を図り、被害者が少ない早期の段階においても立入検査や行政指導をするなど、消費者が安心して取引をすることができる市場の確保に一層努めることを強く求める。さらに、立法府に対し、訪問販売等に関する法律（平成13年に現在の特定商取引法に法律の名称が変更。）制定時にその立法に携わった竹内昭夫教授の見解に立ち戻り、連鎖販売取引について、令和3年に改正された預託法と同等の規制強化を図ることを強く求める。

<日本アムウェイとの取引について心配されている皆様へ>

今回の処分を受け、今まさに勧誘を受けていた方はもちろん、アムウェイビジネスオーナーやエンドユーザーの方たちの中には、自己の契約や今後の取引について不安を抱えたり、連鎖販売取引であったことに初めて気が付く方もいらっしゃると思います。当会では、後掲のとおり無料の相談窓口を設け、連鎖販売取引をはじめとする契約トラブルについて相談をお受けしていますので、契約について不審・不安な点がございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

『司法書士総合相談センターしずおか』

電話相談（無料） 平日（14時～17時） 054-289-3704

※ 電話相談のほか、予約制の面談相談（無料）も実施しています。面談相談を希望される時は、司法書士会事務局（平日9時～17時、054-289-3700）までお問い合わせください。